

大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現を図るため、防犯カメラを新たに設置する自治会等に対し交付する大分市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 地域における犯罪の抑止及び公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する国道、県道、市道等の公道（以下「公道」という。）を撮影する映像記録装置その他関連機器で構成される機器をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 商店街の保安、振興等を目的とするもの

イ マンション、アパート、住宅等の出入り口、駐車場等の私有財産の管理に供せられる場所の撮影を目的とするもの

(2) 自治会等 自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体及びPTAをいう。

(3) PTA 大分市立小学校設置条例（昭和39年大分市条例第37号）に規定する小学校、大分市立義務教育学校設置条例（平成28年大分市条例第30号）に規定する義務教育学校又は大分市立中学校設置条例（昭和39年大分市条例第3

8号)に規定する中学校(以下「小中学校等」という。)において、児童又は生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者及び教職員をもって組織する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公道における防犯カメラの設置であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に係る防犯カメラの設置及び運用に関する基準(令和元年8月1日施行)を遵守したものであること。
- (2) 撮影する映像のうち、当該映像のおおむね3分の2(周辺の建物の形状その他市長が認めるときは、2分の1)以上が公道であること。
- (3) 当該校区内において、教育委員会が指定する小中学校等の通学区域に設置するものであること(P T Aが設置する場合に限る。)
- (4) 当該年度内に完了できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 映像撮影機器、映像記録装置その他防犯カメラシステムを構成する機器及び防犯カメラを設置する支柱の購入及び設置に要する経費
- (2) 防犯カメラを設置したことを証する表示板等(以下「表示板等」という。)の購入及び設置に要する経費

(3) 電力会社等に対する事務手数料

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 既存の設備の更新及び撤去に要する経費

(2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費

(3) 防犯カメラシステムの維持又は管理に要する経費（電気料金及び賃借に要する経費を含む。）

3 第1項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助金等の限度額に対応する補助対象経費の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書（補助対象経費が20万円以上の場合にあつては2社、50万円以上の場合にあつては3社以上の見積書）の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラに係る管理及び運用について定めたものの写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等）の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市防犯カメラ設置事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市防犯カメラ設置事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大分市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し

の部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大分市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 団体名
住 所
代表者
連絡先

大分市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 補助金交付申請額 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書（補助対象経費が20万円以上の場合にあっては2社、50万円以上の場合にあっては3社以上の見積書）の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラに係る管理及び運用について定めたものの写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等）の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

大分市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市防犯カメラ設置費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 対象防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 補助の条件

大分市防犯カメラ設置事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 補助対象経費	変更前	_____円
	変更後	_____円

3 補助金交付申請額	変更前	_____円
	変更後	_____円

4 添付書類

大分市防犯カメラ設置事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市防犯カメラ設置事業に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 変更後の補助対象経費 _____円
- 3 変更後の補助金交付決定額 _____円
- 4 補助の条件

大分市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金については、その事業を完了したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類
- (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

大分市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市防犯カメラ設置費補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の交付確定額

_____ 円

年 月 日

大分市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金について、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付請求額 _____ 円
2 振込先

		銀行・信用金庫・信用組合・ 労働金庫・農業協同組合					支店 出張所	
普通口座	口座番号							
フリガナ								
口座名義								

委 任 状

年 月 日

大分市長 殿

大分市防犯カメラ設置費補助金の受領に関する権限を次のとおり委任します。

[委 任 者] 団体名
住所
代表者名
連絡先

[受 任 者] 団体名
住所
代表者名
連絡先

なお、指定口座は、上記請求書の指定口座に記載された内容と相違ありません。

大分市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

第1 目的及び定義

1 基準策定の目的

大分市では、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、大分市生活安全条例（平成11年大分市条例第3号）に基づき、市民、事業者の方々及び市町村等の関係機関・団体が協働して、防犯の街づくりを推進しています。防犯上の有用な設備の一つとして防犯カメラが活用され、市内においても商業施設や金融機関、駐車場等に防犯カメラが設置されており、防犯カメラの設置が犯罪の防止に有用であることは多くの方々が認識しています。

しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安感を感じる市民の方もいます。

そこで、大分市では、市民の防犯カメラに対する不安解消を図りプライバシーを保護するとともに、防犯カメラの設置者である自治会、PTA等（以下「自治会等」という。）が、防犯カメラを適切に設置及び運用し効果的に活用できるよう、設置及び運用に関する基準を策定しました。

2 基準の対象となる防犯カメラ

犯罪の抑止や公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する国道、県道、市道等の公道（以下「公道」という。）に常設する映像撮影機器で、映像記録装置その他関連機器で構成されるものであり、自治会等が設置するものとします。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないものとします。

2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、特定の個人等を監視することが無いよう設置場所を定める

ものとしします。

また、対象となる防犯カメラで撮影された映像のうち公道等の映像の面積が概ね3分の2以上であるものとしします。ただし、周辺の建物の形状等から困難な場合は、映像の2分の1以上としします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

誰にでもわかるように、撮影対象区域内や付近の見やすい場所、防犯カメラを設置している支柱に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示するものとしします。

4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定するものとしします。管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせませす。

5 設置者等の責務

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取り扱いをするため、次の事項を守るよう努めるものとしします。

- (1) 撮影された映像を適正に保管・管理すること。
- (2) 撮影された映像の利用・提供を制限すること。
- (3) 苦情に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された映像の適正な管理

映像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、映像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、設置者等は、映像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとしします。

- (1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した映像の不必要な複製や加工を行わないこと。また、メモリーカードやDVD等の記録媒体は施錠できる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (3) 映像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間

(目安として概ね1か月以内) とすること。

(4) 保存期間を経過した映像は速やかに消去し、又は上書きによる消去をすること。

(5) 記録媒体を処分するときは、破砕し、又は復元のできない完全な消去法等を行い、映像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。

7 撮影された映像の提供の制限

市民のプライバシー保護のため、映像を第三者へ閲覧させ、又は提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

(1) 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

(2) 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等があります。

映像を第三者に閲覧させ、又は提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出及び要請者の所属団体からの公式な依頼文書を求めるなど、身元確認等を行うものとします。

また、映像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、映像の内容等を記録するものとします。

8 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された映像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

防犯カメラの設置者が個人情報を取り扱う場合は、この基準のほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。

9 苦情への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、防犯カメラの設置者が誠実かつ迅速に対応するものとします。

1 0 業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置や防犯カメラの管理業務等を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

1 1 保守点検等

防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うものとします。

防犯カメラシステムに使用するパソコンがインターネットに接続している場合は、厳重なパスワード管理や最新のウィルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に配慮するものとします。

第3 設置・運用要領の作成及び適切な運用

この基準は、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、配慮していただきたい最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている方は、この基準や設置・運用要領の参考例をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ設置・運用要領」を作成しましょう。

設置・運用要領の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させ、適切な運用に努めてください。

大分市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 団体名
住 所
代表者
連絡先

大分市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 補助金交付申請額 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書（補助対象経費が20万円以上の場合にあっては2社、50万円以上の場合にあっては3社以上の見積書）の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラに係る管理及び運用について定めたものの写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等）の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

収支予算書

1 収入

区分	予算額
市補助金	
県補助金	
自己負担金	
合計	

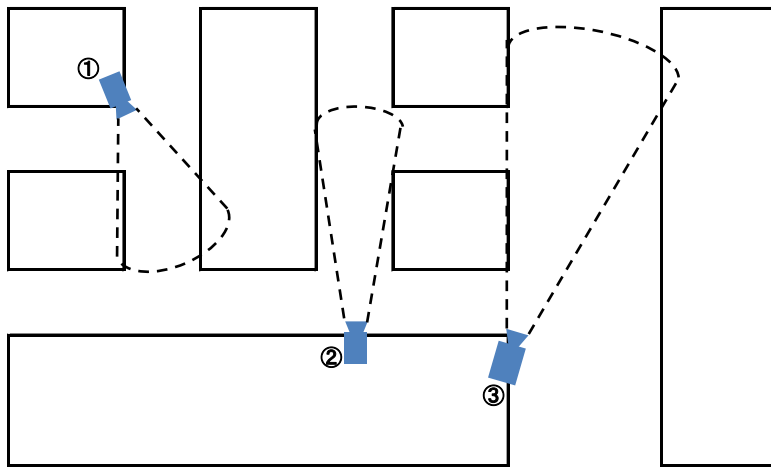
2 支出

区分	予算額
機器及び支柱の購入及び設置に要する経費	
表示板等の購入及び設置に要する経費	
電力会社等に対する事務手数料	
合計	

別紙

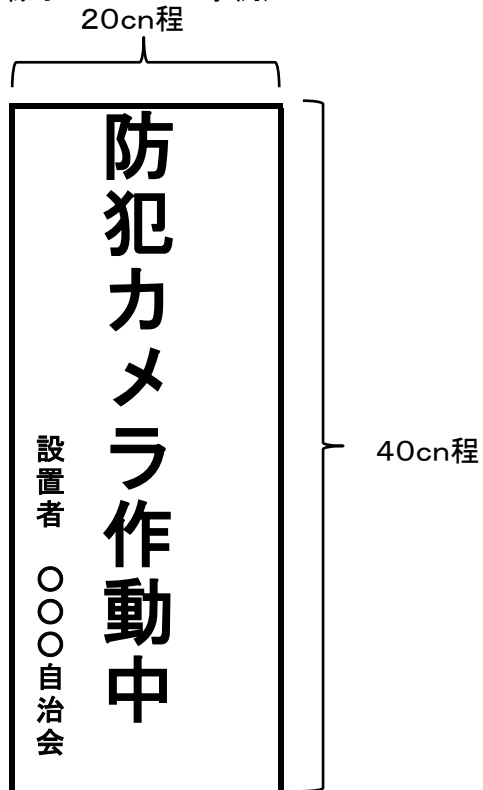
(配置及び撮影範囲図例)

〇〇自治会防犯カメラ配置図



番号	設置場所	設置年月日	設置機種
①	〇〇町1-2-3 南東	令和1年10月1日	○×電気 ABC-D12
②	〇〇町1-2-4 北	令和1年10月1日	○×電気 ABC-D12
③	〇〇町1-2-5 北東	令和1年10月3日	□○電子 EFG-123

(設置の標示についての事例)



<参考例>

〇〇自治会防犯カメラ設置・運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、事項に定める設置目的を達成するため、〇〇自治会が国道、県道、市道や里道（以下、「公道等」という。）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、公道等における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

(1)防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置くものとする。

(2)管理責任者は、〇〇とする。

(3)管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

※管理責任者自らが防犯カメラの取り扱いができない場合に設置

(4)操作取扱者は、〇〇とする。

※又は「管理責任者が指定した者とする」

4 設置の場所等

(1)設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇自治会区域内に〇〇台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置個所、撮影方向、撮影範囲を表示

(2)設置の標示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名と連絡先を記載するものとする。

※別紙表示例参照

5 映像の管理

(1)保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇とし、管理責任者が施錠を行うなどして適正に管理するものとする。

※録画装置が防犯カメラそのものや防犯カメラの設置されている支柱に設置されている場合には、(1)を「録画装置の保管については、管理責任者が施錠を行うなどして適正に管理するものとする。」と表記。無線LANやインターネット回線を使用する防犯カメラの場合は、「防犯カメラの管理パスワード等を適正に管理し、ウィルス対策ソフトを最新のものにするなどセキュリティの確保に努めなければならない。」と表記。

(2)立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、捜査取扱者及び管理責任者が許可したもの以外は立ち入ることができない。

※録画装置の設置状況によっては、「(2) 操作の制限」とし、「管理責任者、捜査取扱者及び管理責任者が許可したもの以外は録画記録装置を操作することができない。」とする。

(3)映像の保存期間

映像の保存期間は、〇週間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存を延長した時には、その理由を記録するものとする。

※画像の保存期間は、記録媒体の容量等によって異なる場合もあるため任意に設定できるものの、個人情報の取り扱いの観点から長期間の保存は望ましいものではない。

(4)画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないものとする。

6 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

大分市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 団体名
住 所
代表者
連絡先

令和 年 月 日付け生安男女第 号-1で交付の決定を受けた大分市防犯カメラ設置費補助金については、その事業を完了したので、大分市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 防犯カメラ台数 _____ 台
- 4 添付書類
- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

1 収入

区分	決算額
市補助金	
県補助金	
自己負担金	
合計	

2 支出

区分	決算額
機器及び支柱の購入及び設置に要する経費	
表示板等の購入及び設置に要する経費	
電力会社等に対する事務手数料	
合計	